

Title	英國會の眞意義
Sub Title	
Author	占部, 百太郎(Urabe, Hyakutarō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1922
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.1, No.2 (1922. 6) ,p.1- 13
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19220623-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19220623-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 法學研究

第一卷 第二號

## 英國會の眞意義

占部百太郎

(一)

中世紀に於ける英國の政治的制度を確立せしめたのは、主として三人の英主の功業に依るのである。混沌として無秩序であつたアングロ・サクソンの行政組織に、兎も角も目鼻の着いた一定の形式を與へたのは、ウィリアム「戰勝王」William the Conqueror)である。英國の司法制度を改革して巡回裁判の組織を立て、以て中央政府と各地方自治團との聯絡を圓滑ならしめたのは、ヘンリー二世である。古代から鞏固なる基礎を有して漸次發達し來つた地方自治團體の代表者を中央に召集して、茲に「英國會」(Parliament)を創設したのは、實にエドワード第一世である。即ち最

初國王が親ら執行した國家の三大權は次第に分化して、ウリアム先づ行政部の端緒を聞き、ヘンリーの時に至て司法部が獨立し始め、エドワードの治世に立法部がいよいよ組織せられた次第である。

〔エドワード第一世に依て確立せられた『英國會』は言ふまでもなく、『ノルマン國會』Magnum Concilium or Great Council)に當時歐大陸に行はれた『種族會』(Estates General)を加味して成つたものである。而して此の『ノルマン國會』はアングロ・サクソン民族が原住地たる獨逸から齎らした『民會』(Volk-moot or Tribal-meeting)の後を承けた所謂『サクソン國會』(Witens-gemot or Council of the Wise)を封建制度に適合せしめた制度である。然し是等の來歴を説述するのは、本文の目的ではない。茲には單にエドワードが完成せしめた『英國會』の眞義を究め、他の同時代に於ける諸制度との異同を辯ずるに止める。

## (三)

英國會の本論に入るに先ち、數言を費やさねばならぬ事がある。と云ふのは、從來此の制度に關して數多の謬つた否、少なくとも妥當を欠く思考が一般に行はれ

て居るからである。ポラード教授は其の近著に於て、極めて適切に此事に就て言説して居る。曰く、少なくとも四個の思想が、英國會の基礎及び職權に就て一般の人心に固く根を下ろして居る。其一は英國會の重もなる目的が常に立法であつたと云ふ事である。次は世襲貴族及び人民の代表は、各國會本來の構成に缺く可らざる要素であつたと云ふ事である。第三は英國會が常に二院から成つて居たと云ふ事で、第四は英國會が三種族 (three estates) に基て居たと云ふ事である。多數の人が固く懐ける凡ゆる概念のやうに、英國會の歴史に關する以上四個の印象は眞よりも、恐らく偽を傳る方が少なくない云云(註一)。ノルマン國會の時から、其れを召集する本來の目的が、立法事業でなかつたことは、英國憲法史上顯著なる事實である。人民が代表者を選擧して國會に送るやうになつた以前、既に國會が存立して居た事も、貴族の列席が必ずしも最初から世襲的でなかつた事も、是れ亦疑ふ可らざる歴史上の事實である。すべて是等の思考の妥當でないことは、私の論述の進むに従て、漸次一層明白に闡明せらるゝであらう。

(三)

以上四個の一般的印象の外、尙他に一個英國會制度に關して認つた考が、從來世間に行はれて居る。其れは即ち英國の『庶民院』(House of Commons)と云ふものは、人民が代議的制度を要求した爲に起り、國王は其の要求に餘儀なくせられて、庶民の代表者を召集するに至つたと云ふ説である。英國人の間に國會議員の役に就きたいとか、或は國會に代表する特權を欲求するとか云ふやうな形迹の發見せらるゝのは、第十五世紀頃の事であつて、其の以前には左様なことは、殆ど全くなかつたのである。第十五世紀以前に方つては騎士とか市民とか國會に出るやうに要求したのは、國王の方からであつた。騎士や市民は却て國王の要求を避けんが爲に、出來得る限り、いろ／＼の口實を設けたのである。殊に市民は國會に呼出されることを嫌て、各都市は代議士選出の負擔を免れんが爲、屢々州奉行(Sherrif)に賄賂を贈つた程であつた。コルチエスターの市民は都市の防備に多額の金を費したと云ふ口實で、どうか五年間國會に召集せられることを免かれないと願出で、遂に其の目的を達した。騎士の方にも矢張り國會に出ることは成る可く避けたいと云ふ考のあつたことは、幾らも其の實例がある。其の時代は交通が不便であつて、

倫敦とか、ウインチェスターとか、國會の開かれる場所まで行くには中々費用もかゝり、代表者を出した州民は之を負担しなければならぬのみならず、代表者を送つたが爲に却て多額の税を國王から課せらるゝ虞れもあつたから、騎士も市民も成る可く國會に出たくないと思ふのが、一般に其の時代の氣風であつたのである。

要するに、庶民院の二大要素である州騎士も、市民も、最初は自分等の方から國會に代表せんことを要求した譯ではなくして、國王に召集せられて、不承不性に國會に出席したのである。

(四)

先づ Parliament と云ふ言葉の意義を究め、而して英國會の概念を明にせねばならぬと思ふ。

英語の Parliament は佛語の Parlement 伊太利語の Parlamento を同じ語で、parler 即ち談話する意義である。此語の英國で使用せられたのは、ヘンリー二世の治世に溯ることが出来る。確實に用ひらるゝやうになつたのは、佛國では一二三九年、英國では一二六四年頃 マッシュニー・バリ(有名なる編年史家)が之を用ひた頃からであ

る。其れから一二五八年の『オクスフォード規約』(Provisions of Oxford)にも用ひられ、一二七五年以來官用語となつたとボラード教授は云て居る(註二)。

此語が佛國でも伊太利でも最高裁判所を意味して、代議的意義を含まなかつたと均しく、英國に於ても亦最初は決して後年の國會のやうな立法的意義を有たなかつたことは同教授が叮嚀に説明して居る所である。(註三)。Parliamentと云ふ語は本來『談話する』事の意義であるから、第十三世紀頃僧院内では、晚餐後の雜談などの意味に此語を用ひて居たのである。所が其後一二四五年佛國王ルイ第九世と羅馬法王インノセント第四世との間に於ける協議のやうな嚴肅なる會議の場合にも、此語を適用して居る。英國の編年史家等はヘンリー三世の時、國家の疾苦を匡救せんが爲、屢、大官等を召集した其等の會議にも、此語を用ひたのである(註四)。此の如く最初の程は、庶民の代表せられなかつた會議其他異例の會議に Parliamentの語を用ひて居たけれど、然も忽ち習慣は一定せられて「國會(Parliament)とは一二九五年の模範に従て組織せられた團體であつて、其れは屢次習慣的に召集せられ、而して其の同意を経て、國王は『律令』(Statute)を造るを得」と、メートランド教授に依て定

義が興へらるゝに至つたのである。註五。要するに Parliament とは、當時未だイン  
ステイテューションとか團體とかの意義ではなく、單に「談話すること」を意味し、Parliamen-  
tum (國會)と云ふ言葉の Colloquium (會話)と云ふ言葉とは同意義であつたのである。  
(註六)。

(五)

英國の國會(parliament)が、佛國の parlement 伊國の parlamento と均しく、最初から立法  
若くは課税の事を議せしめんが爲召集せられた會議ではなくして、裁判が主要の  
目的であつたことは、疑ふ可らざる事實である。而して國會を英國の高等裁判所  
(high court)と呼ぶのは、凡ゆる英國の裁判所中、最も開放的で且最も自由な裁判所  
であるからである。(註七)。

國會が英國の高等裁判所であること云ふ意義から觀れば、國會の起原はシモン・  
ド・モントフォルトやエドワード第一世よりも、寧ろヘンリー第二世に溯らなければ  
ならぬ。若しヘンリーが國王の裁判所(King's court)を英國習慣法(common law)の卵  
巢としなかつたならば、シモンもエドワードも決して之を英國の普通政治の卵巢



とすることが出来なかつたであらう。何となれば、習慣法の基礎は普通政治を行ふ所に取て、欠くことが出来ないからである。ヘンリーはウェストミンスター宮殿内に開かれた裁判所に、隸民以上凡ゆる臣民が出訴することを得せしめた。彼は地方の裁判所で冤枉を伸ぶる能はざる者をして、國王の裁判の恩恵に浴せしめたのである。

ノルマン國會でも、裁判は其の最も重大なる任務であつたが、同國會の此の方面は *curia regis* 即ち後年の『王座裁判所』(King's bench) に分化して、獨立の裁判所となつた。然も國王が親ら其手に保留した司法權は、依然ノルマン國會に依て、時々重大なる犯罪事件を裁判したのである。(註、八)。ところがノルマン國會は、漸く貴族大官、高僧等が國王に反對する獨立にして不逞なる徒黨の團體とならんとする傾向があつたので、是等の牽制から免かれんが爲、國王は多少公開的で代表的なる (Parliament) の制度を歐羅巴大陸から輸入したのであるらしい。

然るに一般に信せらるゝやうに、國王の召集狀に應じて會合した大官、大貴族騎士、市民等が直に國會 (Parliament) を造らなかつたのみならず、全國會或は總國會 (a Par-

liament plenum or generale) なるも成さなかつたのである。彼等は彼等の出席を別にした國會らしいものに召集せられたのである。正味の出席は議政府(council)の出席である。議政府を除外した國會なるものはなかつた。國會は事實「議政府内の國會」(parliament of the council)であつて、全或は總國會は單に議政府の全或は總國會であつたのである。(註九)

(六)

而してエドワード第一世の治世前後に開かれた國會には、明かに二種あつた。國會記録(rolls)の中に存して居る國會と、然らざる國會とである。ノルマン國會で行はれたやうに、國王が其の直接拜領者(tenant-in-chief)のみを集めて、主として裁判事務を取扱つて居た會合の記事ばかりが國會記録の中に保存せられて、國王が大憲章の規定に従ひ、個人的又は一般的召集狀に依て召集した大勢の會合の記事は、國會記録中に保存せられて居ないのである。此の如く國王が所謂「國會記録中の國會」(parliaments of the rolls)を別に開いたのは、人民が種々の請願書を提出しても、兎角其れに對する裁決が遅延して、迷惑を感ずること尠くなかつたので、這般の疾苦を

匡救せんとの趣意に出でた次第である。此の「議政府内の國會」とも謂ふ可き所で取扱はれたのは司法事務であつた。後年の國會が其の重もなる任務とした國王の要求した補助金に協賛を與る等の政務は、此の國會の關知せざる所であつた。此種の國會では請願と「意見」(Petition)の處理に當り、大概一年三四回開かれ、決して他の大勢の國會のやうに間歇的に開かれた次第ではない。一二九〇年に三回、一二九一年にも同じく三度開會せられ、其他の年にも度々開かれた所に據つても、常規的に開かれたことは疑ふ可くもない。而して此種の會合がエドワード第一世に依りて創始せられたとは思惟することが出來ないけれど、然らば何時から始つたかと云ふことは不明である。

ところが國會記録中に存して居ない國會は、其の性質に於ても、其の組織に於ても、全く以上と異つて、特別若くは一般的召集狀に依りて召集せられた直接拜領者の喧囂なる大衆であつた。此種の國會は州の小直接拜領者の代表者が二人乃至四人であるに從て、全體の人數に多少が生じた。國王の團體的直臣として取扱はれた都市 (city) 及び都市選舉區 (borough) の代表者を召集すると否とによつても、人數の

相違が生じたのである。之に反して國會記録に存して居る國會の方は、國王の議政府 (King's Council) の規則正しい少數の會合で、高僧、大官殊に最も裁判官が多く、書記の中からも、議員に選任せられた。此の如く二個の團體は異つた方法に依て召集せられ、異つた時に會合し、而して異つた職權を行つたのである。

以上二種の國會の重なる相違の點は、裁判所たる國會(即ち國會記録中の國會)に請願者の出頭するのは、固より自然で、組織もなければ責任もなかつたに引き換へ、州騎士や都市代表者は國王の公けなる召集狀に應じて選舉せられ、從て選舉人を拘束する權力を有したのである。ところが裁判事件や、地方の疾苦の匡救の爲、自然代表者を選出して、國王に向て請願書を提出せしめて居たのであるが、國王の方から課税の目的の爲、州や都市の代表者を公然召集するやうになつてから、是等の正式代表者に請願書を携へしむること、時と金と旅行とを省略する便法と考へらるゝに至つた次第である。

(七)

此の二種の國會は、エドワード第一世の治世の後半の間に漸く合同し始めた。

エドワードが英國の模範國會の創設者たる要求は、市民の代表者を國王の直臣の會合に加へた事よりも、寧ろ却て種族會或は三族議會(States)即ち國會記録中の國會を召集狀による國會との間の此の合同に在ると思ふ。然しエドワードが此の合同を完成したと云ふ譯ではない。エドワードの治世以後數世紀に亘つて、國會は司法的要素と代議的要素と、從て法律的權能と政治的權能とが不思議にも混和せられた渾然たる團體として存在したけれど、然も尙本來の異分子の痕跡は依然残つて居たのである。兎も角もエドワードの治世に、是等二種の國會をば、同時に同一の場處に召集し、一定の目的に向て合同の會議を開くまでの合同は遂げられたのである。三族議會と國會との此の合同が、英國會と他の歐大陸諸國の國會との重なる憲法上の相違の點であることは、私が本誌の前號に論述した所であるが、是れ偏にエドワード第一世の功に歸せねばならぬ。而して奈何にして、此の二種の國會が合同を遂げたか、其の徑路に就てはポラード教授が其の近著に於て、委しく説明して居る。(註10)。

(註1) A. F. Pollard's *The Evolution of Parliament* p. 20

- (註<sup>11</sup>) Pollard's Evolution of Parliament pp. 32-3; Stubbs Select Charters p. 399; Adams & Stephen's Select Documents of English Constitutional History p. 59
- (註<sup>12</sup>) Pollard's Evolution of Parliament Chap. II III
- (註<sup>13</sup>) Ilbert's Parliament p. 7
- (註<sup>14</sup>) Maitland's Constitutional History of England p. 75
- (註<sup>15</sup>) Pollard's Evolution of Parliament p. 37
- (註<sup>16</sup>) *ibid.* p. 40
- (註<sup>17</sup>) Pike's Constitutional History of the House of Lords p. 38
- (註<sup>18</sup>) Pollard's Evolution of Parliament p. 58
- (註<sup>19</sup>) *ibid.* Chap. III (附)